

学校法人 昌賢学園 同窓会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条

本会は、学校法人昌賢学園同窓会（以下「本会」という）と称する。

(本部・事務局)

第 2 条

本会の本部及び事務局は群馬県前橋市川曲町191番地1号、学校法人昌賢学園（以下「昌賢学園」という）群馬医療福祉大学内に置く。事務局はその事務を処理するため専任の事務員を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条

本会は会員相互の親睦を図るとともに、本学園の教育・研究活動などに協力し、本学園発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること。
- (2) 本学園の施設や整備ならびに、研究活動に対する援助。
- (3) 卒業後の再就職の援助、相談
- (4) 本会の目的を達成するために必要なこと。
- (5) 同期・同窓会の援助

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条

本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 本学園の卒業生のうち所定の同窓会費を納入した者。
- (2) 本学園の現教職員、また役員会で推挙された者を特別会員とする。
- (3) 会員資格の喪失は次の事項の発生に基づく。
  1. 本人の死亡によるとき
  2. 本人の退会の申告によるとき
  3. 本人が、本会の秩序を著しく乱しまたは体面を傷つけたとき、あるいは母校の名誉を著しく傷つけまたは損害を与えたとき

第 4 章 役員及び役員会

(役 員)

第 6 条

本会の役員は次のとおりとする。

会 長            1 名

副会長	2 名
幹 事	若干名
書 記	2 名 (内 1 名は、本学園事務局員とする)
会 計	2 名 (内 1 名は、本学園事務局員とする)
監 査	2 名 (会長指名による)

(顧問・副顧問・事務員)

#### 第 7 条

2. 本会に顧問および副顧問を置くことができる。
3. 本会に事務員を若干名置くことができる。
4. 「2.」および「3.」にかかる人件費等を会費の中から充当することができる。
- 4.

(任 期)

#### 第 8 条

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期とする。

(任 務)

#### 第 9 条

会長は本会を代表し、会務を統理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 幹事は一般会務の協議執行につとめる。
4. 書記・会計はそれぞれ書記事務・会計事務を執行する。
5. 監査は会計業務の監査にあたる。

#### 第 5 章 会 議

(会議・招集)

#### 第 10 条

本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会とする。

2. 定期総会は、1年に1回開催することを原則とし、臨時総会は会員の2分の1以上の会員の請求があったとき、または役員会の請求があったときは、会長はこれを招集する。
3. 役員会は必要に応じて会長が招集し開催する。
4. 本会の会議の決議は、出席者の過半数の同意によって可決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総 会)

#### 第 11 条

総会における審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 役員を選任に関する事。
- (2) 予算・決算の議決に関する事。
- (3) 役員会において必要と認めた事。

(その他)

#### 第 12 条

本会に大学、短大、専門学校の支部を置くことができる。

2.支部は幹事会の承認を得て結成する。

## 第 6 章 会 費

(会 費)

### 第 13 条

本会の会費は、原則として卒業時に納入し、これを終身会費とする。

2 非納入卒業生が卒業後に入会を希望する場合、役員会の審議を経て入会の可否を決定するものとする。

3 非納入卒業生が入会を許可された場合、すみやかに終身会費を納入する。

### 第 14 条

本会の経費は終身会費、寄付金およびその他の収入をもってこれに充てる。会計業務は、本学園に委託する。

2.本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日をもって終わる。

## 第 7 章 細 則

(細則・改廃)

### 第 15 条

本会の規約に定めるもののほか必要な事項については、役員会に諮って会長が定める。

2.本会の規約を改正しようとするときは、総会の議を必要とする。

### 附 則

1.この会則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

2.従来の群馬社会福祉大学短期大学部ならびに群馬社会福祉専門学校同窓会規約は、本会則施行と同時に廃止する。

3.この会則は、平成 3 0 年 1 0 月 2 0 日から施行する。